

補償金を補完するライセンス環境について（案）

著作権の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

1 権利制限(複製・公衆送信)とライセンスのイメージ

非営利目的の教育機関

権利者の許諾が必要

基礎ライセンス

教員・職員会議、研究会、
研修会、保護者会、サークル活動等における著作物の利用

授業目的以外の利用

授業目的であっても権利者の許諾が必要

基礎ライセンス

<複製・配布>

無許諾・無償
(35条1項)

<対面授業の同時
公衆送信>

無許諾・無償
(35条3項)

<左記以外の公衆送信>

無許諾・有償
(補償金)
(35条2項)

授業目的の利用

その他のライセンス

基礎ライセンスの運用基準

35条の解釈指針

改正著作権法35条による権利制限の範囲

補償金管理協会
が行使(法定)

私的使用のための複製(30条)、図書館等における複製等(31条)等他の権利制限に該当しないもの

2 「基礎ライセンス」と「その他のライセンス」

□「基礎ライセンス」の内容

- ▲35条の解釈指針(ガイドライン)を超えた利用であり、本来は権利者の許諾が必要なものであること
- ▲教育機関の現状から、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾をする必要がある利用であること
 - ★どの教育機関でも必要とされる利用方法である
 - ★集中管理方式で行われる
 - ★補償金制度と同様、包括許諾方式で行われる
 - ★教育効果の促進と教育機関における著作物利用の円滑化を踏まえた適正な使用料の額である
- ▲許諾の範囲については、教育機関の内部利用に限定され、外部への提供は原則として対象外
例 教育機関のHPでの提供、学外者への複製頒布
- ▲内部利用であっても、簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾を行うところから、一定の範囲内の利用に限定されること
 - ★具体的な範囲については、基礎ライセンスに関する運用基準(ガイドライン)で明らかにしていきたい
- ▲権利者団体において管理されていない権利者の著作物の利用については同制度の対象にはならないこと

A) 授業に関連する利用

▲教材の共同利用

★35条の解釈基準で定義した教材の利用を超える利用が対象

★どの程度の範囲まで対象にするかは要検討

<検討例>

- ・教育機関内の共同利用
- ・学校間協定により行われる複数の学校をまたがる共同利用
- ・教育委員会の管轄内の共同利用

B) 授業関連以外の利用

▲教員又は職員会議、研究会、研修会、保護者会、学校説明会、サークル活動、公開講座等における著作物の利用

★どの範囲まで対象にするかは要検討

<検討例>

- ・研修会、保護者会、学校説明会、公開講座等で、学外者を対象としたものを対象に含めるかどうか
- ・サークル活動等については学校が公認しているものに限定するかどうか
- ・学生等の自主的な勉強会等も対象にするかどうか
- ・著作物の分量、部数、態様等に制限をどうするか。また公衆送信による利用を認めるかどうか

□「その他のライセンス」の内容

▲「基礎ライセンス」以外のライセンス方式であること

- ★集中管理方式か個別管理方式かを問わない
- ★集中管理方式の場合、使用料の設定は一任型か非一任型かは問わない
- ★個別管理方式の場合、原則交渉により使用料を決める

▲権利者団体において管理されていない権利者の著作物の利用については同制度の対象にはならないこと

▲その他

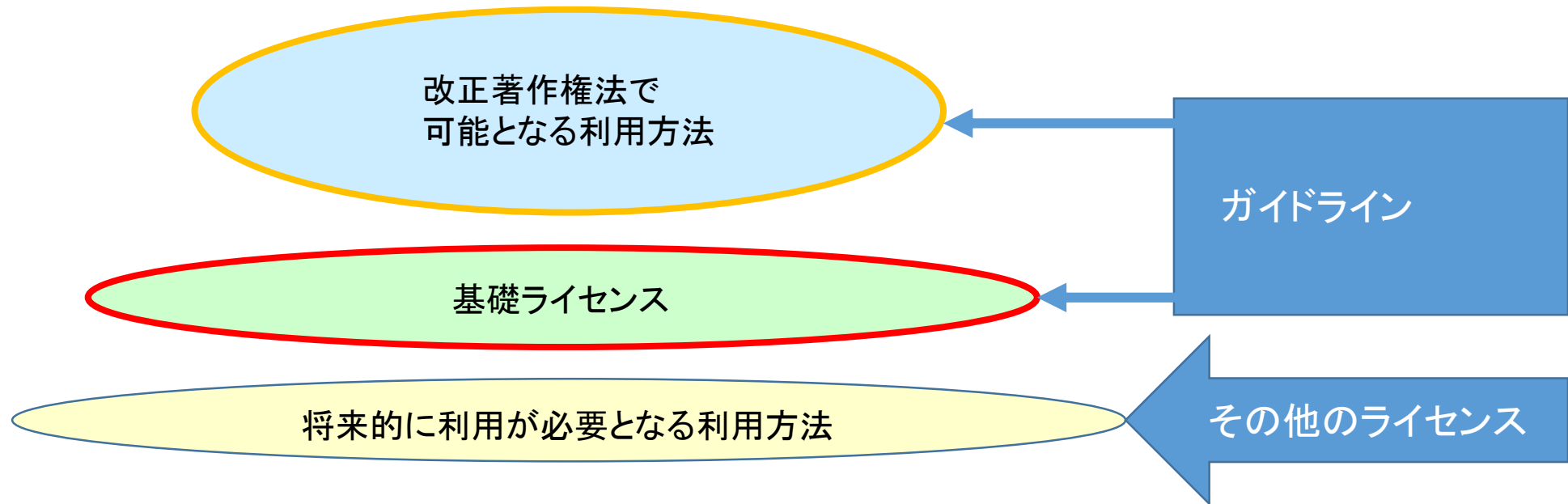
- ★「必要と認められる限度」又は但書により、35条の対象外とされた利用
- ★どの範囲まで対象にするかは要検討

<検討例>

- ・著作物の種類又は用途により35条の対象外とされているものの取扱い
例えば、権利者の希望があれば許諾の対象に加えるかどうか
- ・履修者の数を超えた利用
例えば、履修者以外の学生の聴講やサーバーへのアクセスの自由を認めている場合をどうするか。
仮に対象とする場合限度を設けるかどうか
- ・35条の解釈指針で定められた著作物の分量を超えた利用
仮に対象とする場合、限度をどの程度にするか

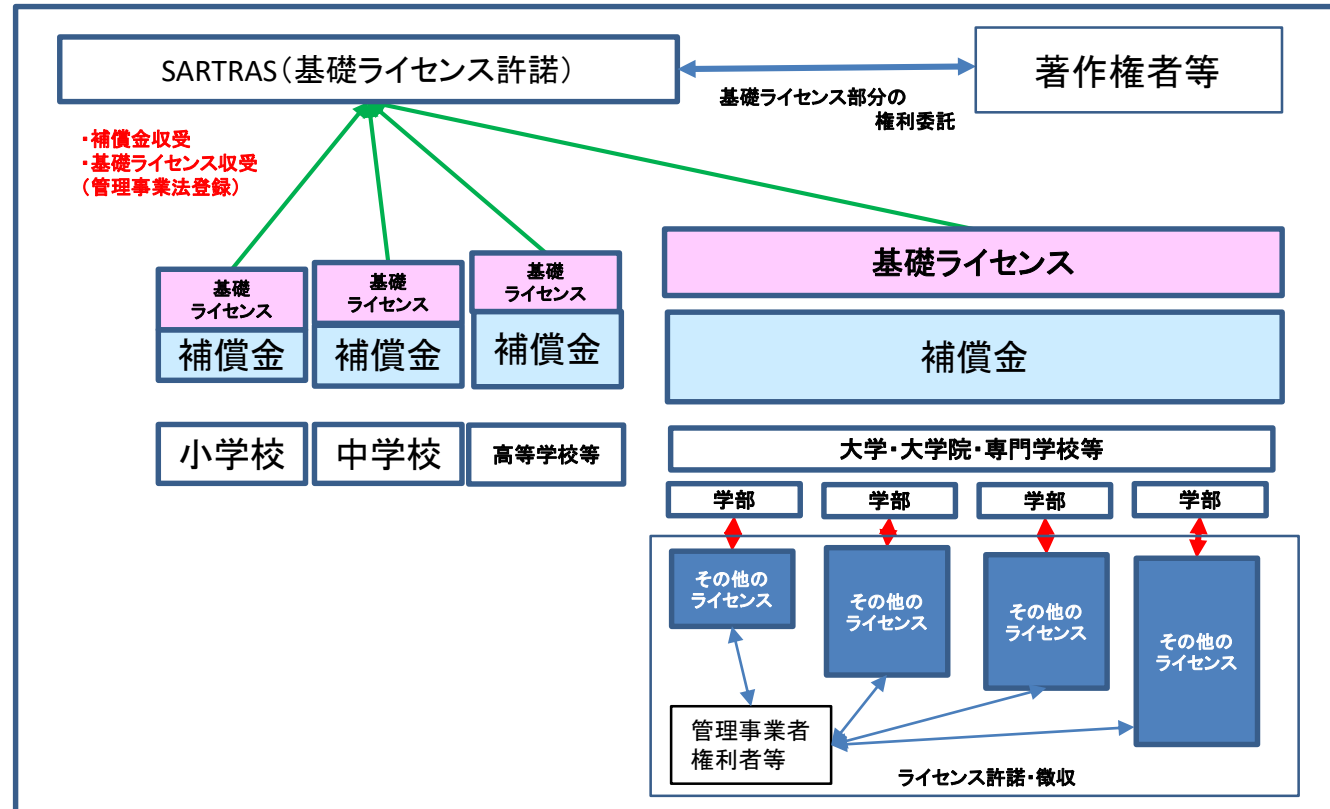
ライセンスのイメージ

- ・まず現行著作権法、改正著作権法で可能となる利用方法を確定する。
- ・現行、改正著作権法でも明らかに権利制限範囲から逸脱する利用についてライセンス許諾する
 - ➡基礎ライセンス
- ・但し書きに該当するなど、教育目的に制作された著作物の利用についてライセンス許諾する
 - ➡その他のライセンス

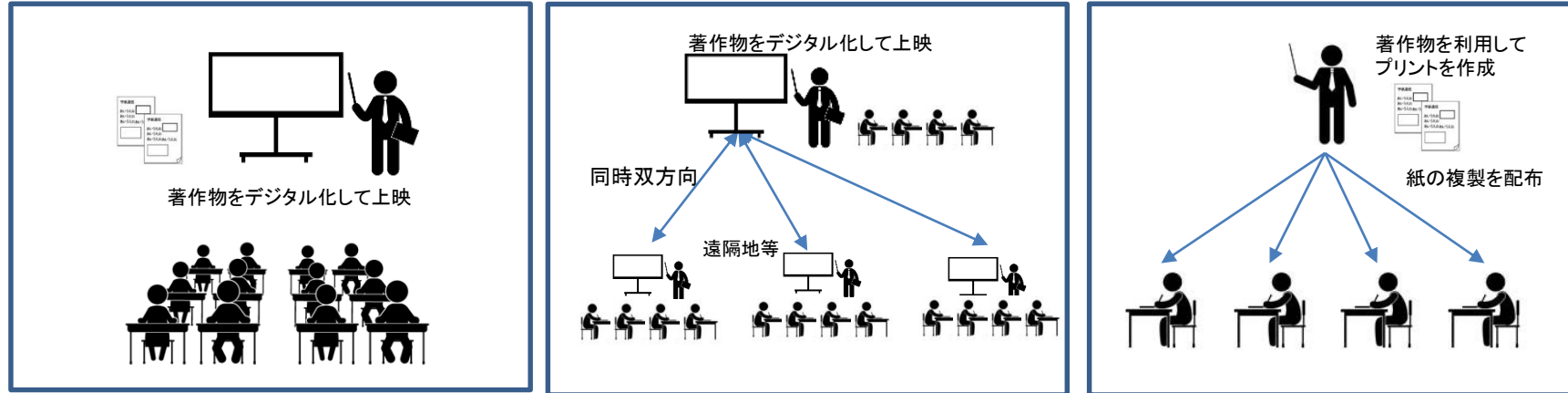


<教育利用における複製利用のライセンスについてのイメージ>

<ライセンス・全体イメージ>



＜補償金不要で可能な利用例＞

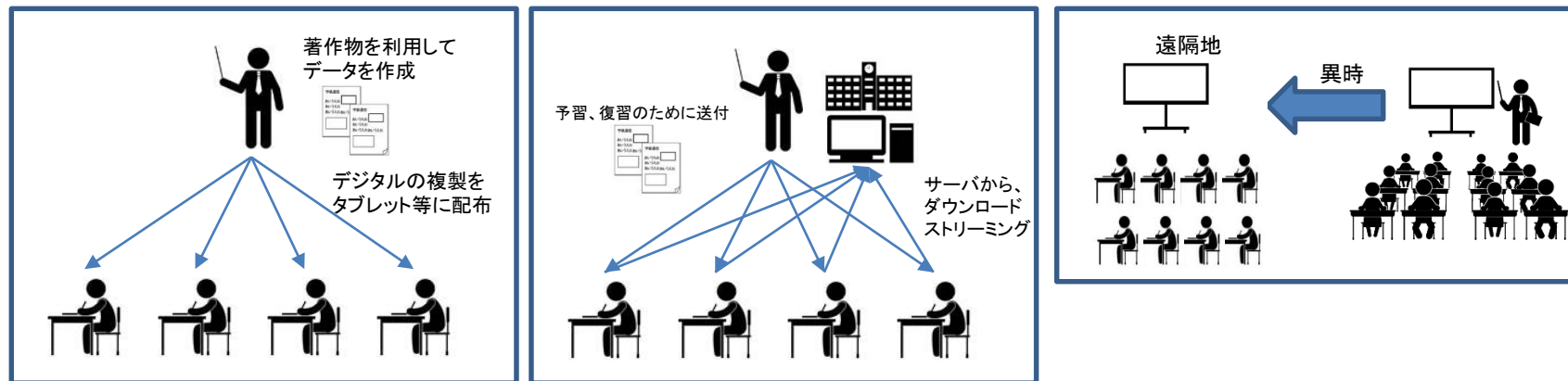


- ・自らの授業のためにデジタル化は可能。
- ・自らがデジタル化して、電子黒板に投影して利用すること(上映)は可能。
- ・自らがデジタル化した資料を、自らコンピュータ等に蓄積することは可能。

※ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。

(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

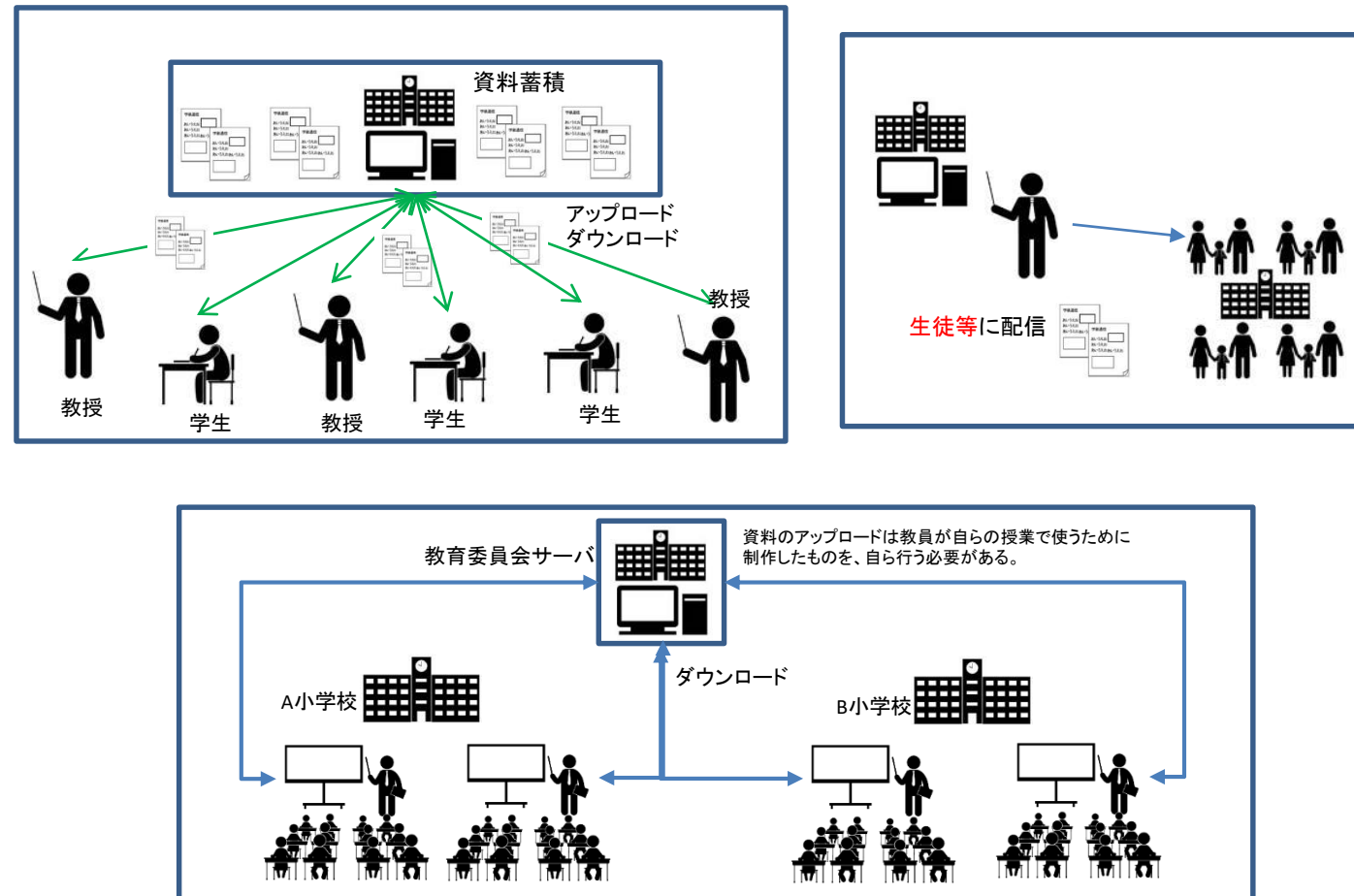
＜補償金の支払いにより可能となる利用例＞



＜ポイント＞

- ① デジタル化は授業のために教員、学生、生徒等自らが行う必要がある
- ② サーバへのアップロードは、教員が自らの授業のために行う必要がある
- ③ 利用については、授業の単位(通常1年を限度)を越えて利用することはできない
- ④ ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。
(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

＜基礎ライセンスを契約することで可能となる利用例＞



<ライセンス(案)>

○ 基礎ライセンス

▲ 対象

- ・紙での複製、デジタルでの複製、両方を含む著作物の共同利用
- ・学校内での授業外利用(利用範囲は学校構成員(教員、保護者等を含む))

▲ 利用条件

利用の実態等を勘案して利用の条件を定める。

▲ 使用料の額

- ・使用料については、補償金の算定方法、金額等勘案して決定する。
- ・補償金制度実施の後には、利用実態調査の結果を勘案し、利用の実態に即した使用料金とする。